

笠岡市議会反問権実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年5月30日

笠岡市議会

議長 栗尾 順 三

笠岡市議会告示第 号

笠岡市議会反問権実施要綱の一部を改正する要綱

笠岡市議会反問権実施要綱（平成29年笠岡市議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「笠岡市議会の本会議及び常任委員会（以下「本会議等」という。）において」を削る。

第2条第1号中「議員の一般質問」を「議員又は委員（以下「議員等」という。）の一般質問」に改め、「質疑」の次に「（以下「質問等」という。）」を加え、「趣旨及び根拠の確認並びに論点及び争点を整理し、明確化を図るため」を「その趣旨を明確にすることにより、質問等に適確に答弁をするため」に、「議員に質問」を「議員等に質問」に改める。

第3条第2項中「議員又は委員（以下「議員等」という。）」を「議員等」に改め、「質問等」の次に「における発言」を加え、「又は答弁を終了した後」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 反問権の行使は、当該質問項目の質問中に行うものとし、当該質問項目を閉じた後は、行使できないものとする。

第5条第1項中「市長等」を「答弁者」に改め、同条第2項を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（答弁者の責務）

第6条 答弁者は、反問を行うときは、簡潔かつ明確に行わなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。